

事 務 連 絡
平成20年2月29日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）
職業病認定対策室長補佐

石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業について（その3）

標記については、これまでの精査及び調査結果を踏まえ、「認定者別リスト」、「事業場別リスト」及び「公表予定リスト」を作成したので、別添「公表対象事業場に対する確認等作業要領」に基づき、所定の作業を実施の上、平成20年3月12日（水）17時まで、に報告されたい（各種リストについては、電子メールにより別途送信）。

なお、原則として本作業により確認された内容が公表予定情報となるが、公表予定情報については、再度本省において精査・確認の上、公表することとしている。

また、現時点において、公表の方法、期日については未定であるが、詳細が確定次第、連絡することとしている。

公表対象事業場に対する確認等作業要領

第1 作業の目的及び概要について

1 作業の目的

今回の作業の目的は、公表対象事業場（以下「事業場」という。）に対し、「公表予定内容確認票」（様式2-2及び2-3。以下「確認票」という。）を郵送することにより、

ア 公表の趣旨・目的と公表予定内容を事前に通知し、公表について理解を促すとともに公表予定内容に誤りがないことを確認すること

イ 事業場に郵送した「確認票」（「事業場担当責任者」等が記載されたもの）を事業場から回収すること

ウ 公表に当たって、事業場が特に申し立てる事項（以下「特記事項」という。）がある場合であって、当該理由が適当なものについて、特記事項として記載すること

を目的として実施する。事業場に対する公表予定内容の通知は、公表に関し、事前に事業場の同意を得ることを目的とするものではないことに特に留意すること。

2 作業の概要

(1) 事業場への「確認票」の郵送及び回収

本省補償課（以下「本省」という。）から送信された「公表予定リスト」（「事業場別リスト」から公表予定情報を抜粋したリスト）から「確認票」を作成・印刷し、事業場へ郵送する。事業場に公表予定内容に誤りがないか否か確認させた後、発送元の局又は署に「確認票」を提出させる。

また、併せて、本省からは「公表予定リスト」のほかに「認定者別リスト」及び「事業場別リスト」も送信する。

なお、今回、局あてに送信している「公表予定リスト」及び「事業場別リスト」については、本省において、「石綿取扱い状況等に関する調査票」の記載内容を精査した結果に基づき、局が入力したデータを訂正した箇所（セル）があり、当該箇所（セル）を水色で塗りつぶしているので留意すること。

(2) 「確認票」の回答に基づく「公表予定リスト」の訂正及び特記事項の記載

事業場から回収した「確認票」に基づき、必要に応じて「公表予定リスト」を訂正するとともに、特記事項がある場合には「公表予定リスト」の「9特記事項」にその内容を入力する。

なお、「公表予定リスト」を訂正する場合には、「事業場の申立てに基づく公表予定リストの訂正一覧表」（様式1）に「訂正項目の番号」、「訂正内容」等を記載すること。

(3) 事業場の申立てへの対応

「確認票」等の郵送後、事業場から公表拒否などの申立てがなされた際には、別

添3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき、事業場名等の公表の趣旨・目的を説明するとともに、事業場からの申立てを正確に聴取の上、申立て内容に応じて特記事項として記載するよう指示するなど、適切に対応すること。

（4）本省報告

上記（2）による訂正及び特記事項の入力に関する作業が完了した「公表予定リスト」と事業場から回収した「確認票」等の関係資料については、平成20年3月12日（水）17時までに本省へ送信・送付すること。

第2 事業場への「確認票」の郵送及び回収

1 公表予定内容の事前確認のため事業場に郵送する書類について

今回の作業に当たり、事業場に郵送する書類は、下記（1）～（3）のとおりである。今回の作業に係る様式については、別添1「第3回作業に係る様式集」を参照すること。

また、「確認票」の作成及び郵送方法については、下記2及び3によること。

（1）すべての事業場共通

「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について」（以下「事業場あて通知文」という。）（様式2-1）

（2）建設業以外の事業場

ア 公表予定内容確認票（様式2-2）

イ 「公表予定内容確認票」の記入要領（ご確認及び修正について）（以下「確認票記入要領」という。）（様式2-4）

ウ 船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票（様式3）※

※ 様式3は「事業場別リスト」の「10当時の業種」に業種コード59（船舶製造又は修理業）が入力されている事業場についてのみ上記ア及びイの書類と併せて郵送すること。

（3）建設業の事業場

ア 公表予定内容確認票（建設業）（様式2-3）

イ 確認票記入要領（建設業）（様式2-5）

2 「確認票」等の作成・印刷について

本省から送信する「公表予定リスト」のエクセルファイルに「事業場あて通知文」（様式2-1）及び「確認票」（様式2-2及び2-3）の作成・印刷フォーマットが添付されているので、別添2「公表予定内容確認票の作成・印刷マニュアル」に基づき、エクセルデータより「確認票」（様式2-2及び2-3）等を作成・印刷すること（建設業と建設業以外とでは公表予定内容が異なることから、建設業以外の事業場に郵送する「確認票」（様式2-2）と建設業の事業場に郵送する「確認票（建設業）」（様式2-3）の二種類を事業場の業種に応じて作成・印刷すること。）。また、事業場に対する確認及び修正方法を解説した「確認票記入要領」（様式2-4及び2-5）も建設業以外の事業場に郵送するものと建設業の事業場に郵送するも

のとの二種類があるので、事業場の業種に応じて、別添1「第3回作業に係る様式集」から、それぞれコピーして使用すること。

なお、事業場へ「確認票」(様式2-2及び2-3)を郵送する際に添付する「事業場あて通知文」(様式2-1)は、事業場の業種を問わず同一のものを使用するので留意すること。

「確認票」(様式2-2及び2-3)を印刷した後は、必ず「公表予定リスト」の各記載データ及び発送元である局又は署名、担当者、連絡先(電話番号、ファクシミリ番号)について、誤りがないか照合すること。

さらに、「事業場別リスト」の「10当時の業種」に業種コード59(船舶製造又は修理業)が入力されている事業場については、別途確認する事項があるので、別添1「第3回作業に係る様式集」の「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」(様式3)に発送元である局又は署名、担当者名、連絡先(電話番号、ファクシミリ番号)を記入の上、印刷し、作成すること。

3 「確認票」を郵送する事業場について

(1) 「確認票」の郵送等に当たっての基本的事項

事業場への「確認票」(様式2-2及び2-3)の郵送に当たっては、郵送に要する日数を考慮し、速達とすること。また、情報漏えい防止の観点から、行政からのファクシミリによる送信は厳禁とする。

事業場からの「確認票」(様式2-2及び2-3)の回答については、事業場の負担を軽減する観点から、ファクシミリによる返信を主体とし、郵送によることも可とする。

したがって、行政から事業場に送付する「確認票」(様式2-2及び2-3)には、発送元の局又は署のファクシミリ番号を漏れなく正確に記載すること。

(2) 建設業以外の事業場

平成20年1月9日付け事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表のための石綿取扱い状況等に関する調査の実施について」(監督課・化学物質対策課・補償課連名事務連絡)に基づく「石綿取扱い状況等に関する調査票」の回答(事業場から文書回答されず、聴取により行政の担当者が記載したものも含む。)があった事業場に対して、「確認票」(様式2-2)を郵送すること。

なお、石綿取扱い状況等に関する調査を実施していない事業場に対しては、「確認票」(様式2-2)の送付は要しないこと。

また、「事業場別リスト」の「10当時の業種」に業種コード59(船舶製造又は修理業)が入力されている事業場については、現在の石綿の取扱い状況をより正確に把握するために、「確認票」(様式2-2)と併せて「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」(様式3)を事業場に郵送すること。

(3) 建設業の事業場

認定当時の資料や電話番号案内等を活用して所在地を特定し、当該所在地あてに「確認票(建設業)」(様式2-3)を郵送すること。

なお、事業場廃止により、「公表予定リスト」の「13事業場連絡先」に電話番号が入力されていない事業場については、「確認票（建設業）」（様式2-3）の送付は要しないが、事業場廃止が確認されないものについては、労災認定時の資料等をもとに現地に赴き、所在地を確認し、所在地が確認できたときには、当該所在地へ「確認票（建設業）」（様式2-3）を郵送すること。

また、郵送した「確認票（建設業）」（様式2-3）が、宛先不明等の理由により、事業場へ配達されず、発送元の局又は署に返送された場合には、電話番号が正しく記載されているか否か確認した上で、電話により移転先の所在地を確認し、移転先の所在地を確認できたときには、当該所在地へ「確認票（建設業）」（様式2-3）を郵送すること。

上記の措置を講じても、事業場の連絡先が把握できない場合には、その時点で把握している所在地に赴き、移転先の所在地等の情報を収集し、移転先の所在地が判明したときには、当該所在地へ「確認票（建設業）」（様式2-3）を郵送すること。

また、移転先が判明しない場合には、事業場廃止として取り扱い、「公表予定リスト」の「8現在の石綿取扱い状況」に「事業場廃止」と赤字で入力すること。また、この場合には、「確認票」（様式2-3）の郵送は不要であること。

4 事業場からの「確認票」の回答期日及び未回答事業場への対応について

事業場からの「確認票」（様式2-2及び2-3）の回答期日については、局において、事業場数に応じて設定することとするが、郵送後1週間を目処に設定すること。

回答期日までに回答されない事業場に対しては、電話により、当日中にファクシミリにより回答するよう督促すること。また、ファクシミリにより回答を得ることが困難な場合には、電話により事業場担当責任者から「確認票」（様式2-2又は2-3）に記載された内容に誤りがないかなど聴取すること。

なお、電話により記載内容の確認を行った場合には、当該事業場の「確認票」（様式2-2又は2-3）を再度印刷し、電話により聴取した日時及び内容とともに、行政の聴取担当者・事業場担当責任者の職氏名を記載すること。

また、船舶製造又は修理業に係る事業場に郵送する「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」（様式3）についても回答期日までに回答されない場合には、電話により、当日中にファクシミリにより回答するよう督促し、ファクシミリにより回答を得ることが困難な場合には、電話により事業場担当責任者から直接、回答内容を聴取すること。

なお、電話により回答内容を聴取した場合には、当該事業場の「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」（様式3）を再度作成し、電話により聴取した日時及び内容とともに、行政の聴取担当者・事業場担当責任者の職氏名を記載すること。

電話による確認についても拒否する事業場に対しては、別添3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき、改めて公表の趣旨・目的を説明した上で、郵送した「確認票」の内容により公表する旨を伝達するとともに、事業場が回答を拒否する理由を聴取し、「回答・公表拒否事業場に関する情報」（様式4）に当該事業場の申立て内容を記載し、速やかに本省あてファクシミリにより送信すること。また、「公表予定リ

スト」の「10未回答事業場情報」に「1」を赤字で入力すること。

第3 事業場の申立てへの対応

1 事業場の申立てへの対応に関する基本的姿勢

「確認票」(様式2-2及び2-3)の郵送後、事業場から公表を拒否するなどの申立てがなされることが想定されるが、事業場への公表予定内容の確認は、事業場名等の公表について、事業場の同意を得ることを目的とするものではなく、正確な情報を広く国民に提供することにある。事業場からの苦情等の申立てについては、別添3「事業場対応マニュアル(Q&A)」に基づき対応すること。

しかし、事業場からの申立て内容によっては、例えば「労災認定された事業場は当社と同一名称であるが、当社とは全く関係がない。」とするものについては、その申立てが事実であれば、当該事業場に係る情報を公表することは妥当ではなく、事業場不明として処理する必要がある。また、申立ての内容によっては、特記事項として記載することにより、より正確な情報となるものもあることから、事業場からの申立てについては正確に聴取すること。

2 事業場の申立てに基づく対応

(1) 事業場不明の判断

事業場の申立て内容を確認した上で事業場不明とすることが適当なものには、次のア及びイのような場合が該当する。

ア 当該事業場においては、出張作業も含めて石綿ばく露作業(間接的な石綿ばく露を受ける作業を含む。)はなかったと認められる場合

イ 労災保険適用がある最終石綿ばく露事業場ではなかったと認められる場合
ただし、いずれの場合においても、調査復命書や聴取書等の資料を精査し、石綿ばく露作業が行われていたことや最終石綿ばく露事業場であることが確認される場合には公表対象事業場として取り扱うこと。

また、事業場不明との判断に至った場合には、「事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書」(様式5)に事業場からの申立ての内容及び判断の根拠を具体的に記載した上で、調査復命書等の当該判断に至った根拠となった資料を添付して、本省あて電話連絡の上、随時、当該理由書(様式5)をファクシミリにより送信すること。

(2) 特記事項として取り扱う場合

事業場からの申立ての内容によっては、特記事項として記載することにより、より正確な情報となるものもあることから、申立て内容を正確に聴取し、別添3「事業場対応マニュアル(Q&A)」に基づき、特記事項として「確認票」(様式2-2又は2-3)に記載するよう説明すること。

(3) 公表を拒否する事業場への対応

事業場から公表を拒否する旨の申立てがなされた場合には、申立ての内容を正確に聴取し、別添3「事業場対応マニュアル(Q&A)」に基づき、公表の趣旨・目的等を踏まえ、事業場が申立てる内容によっては特記事項として「確認票」(様式2-2又は2-3)に記載するよう、十分に説明すること。

十分に説明をしても、なお公表を拒否する旨の申立てをする事業場については、郵送した「確認票」（様式２－２又は２－３）の内容により公表する旨を伝達するとともに、「回答・公表拒否事業場に関する情報」（様式４）に当該事業場の申立て内容を記載の上、速やかに本省あてファクシミリにより送信すること。また、「公表予定リスト」の「10未回答事業場情報」に「１」を赤字で入力すること。

第４ 「確認票」の回答に基づく「公表予定リスト」の訂正及び特記事項の記載

１ 「事業場名」の訂正

「公表予定リスト」の「４事業場名」については、労災認定等された労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時の事業場の名称を記載するとともに、現在、事業場名が変更している場合は、変更後の事業場名を（ ）内に記載している。

事業場から提出された「確認票」（様式２－２及び２－３）の「１事業場名」（旧事業場名も含む。）の訂正がなされている場合には、当該訂正内容に基づき、「公表予定リスト」の「４事業場名」を赤字で訂正するとともに、「事業場申立てに基づく公表予定リストの訂正一覧表」（様式１）に訂正内容を記載すること。

２ 「石綿ばく露作業状況」の訂正

「公表予定リスト」の「５石綿ばく露作業状況」については、石綿ばく露作業の状況をコード別に分類し、定型化した記載としている。

したがって、「確認票」（様式２－２及び２－３）の「４石綿ばく露作業」の訂正が、「確認票記入要領」（様式２－４及び２－５）の別紙「石綿ばく露作業一覧表」の中から選択されず、具体的な記述となっているものは、事業場の回答を吟味した上で、「石綿ばく露作業状況については、簡潔でわかりやすい情報提供を行うため、類型化して公表することとしている」旨を説明し、事業場の理解を求めること。また、事業場の理解が得られない場合には、申立て内容を略すことなく、そのまま「事業場申立てに基づく公表予定リストの訂正一覧表」（様式１）に記載し、「公表予定リスト」への入力を行わない。

なお、事業場から回答された「石綿ばく露作業」の訂正が、「確認票記入要領」（様式２－４及び２－５）の別紙「石綿ばく露作業一覧表」の中から選択されている場合には、事業場の回答に基づき、「公表予定リスト」を赤字で訂正するとともに、「事業場申立てに基づく公表予定リスト訂正一覧表」（様式１）に訂正内容を記載すること。

３ 「労災法支給決定件数」及び「特別遺族給付金支給決定件数」の訂正

「公表予定リスト」の「６労災法支給決定件数」及び「６特別遺族給付金支給決定件数」について、事業場から「当社で把握している件数と異なる。」旨の申立てがなされた場合には、事業場で把握している件数と行政で把握している件数の相違について、確認すること。その結果、事業場が把握している件数が誤っている場合には、事業場に対し正しい件数を説明すること。また、行政の件数が明らかに誤っていることが判明した場合には、速やかに本省あて電話により報告すること。

なお、「公表予定リスト」の訂正及び「事業場申立てに基づく公表予定リストの訂

正一覧表」(様式1)への記載については、報告後の本省の指示に従うこと。

また、事業場から支給決定件数の確認について照会がなされた場合であっても、労働者氏名については、個人情報保護の観点から回答しないこと。

4 「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」の訂正

「公表予定リスト」の「7 事業場としての石綿取扱い期間」及び「8 現在の石綿取扱い状況」については、建設業以外の事業場から回答がなされた「石綿取扱い状況等に関する調査票」に基づき入力しているが、調査結果の整合性を確保するために、本省において、一部修正しているものもある。

別添4「石綿取扱い状況等に関する調査結果の本省修正による公表予定リストへの入力の考え方」に本省において、行った事業場としての石綿取扱い状況の修正に係る考え方を示しているので、事業場からの「確認票」(様式2-2)の「1 (ア) 事業場としての石綿取扱い期間」及び「1 (イ) 現在の石綿取扱い状況」に、訂正がなされている場合には、事業場に対して、訂正理由を聴取の上、別添4「石綿取扱い状況等に関する調査結果の本省修正による公表予定リストへの入力の考え方」に基づき、訂正の考え方についての説明を行い、了解を求めること。

なお、説明を行っても、事業場が記載事項の訂正を求める場合には、「公表予定リスト」の訂正は行わず、「事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票」(様式6)に訂正内容、理由及び確認を行った事業場担当責任者名を記載すること。

5 「特記事項」の入力

「公表予定リスト」の「9 特記事項」に記載する特記事項については、公表に当たり、石綿取扱い状況等について正確な情報提供を行うため、事業場から特に申し立てる内容がある場合に記載するものであり、事業場の申立て内容をすべて記載するものではない。

特記事項として記載すべき代表例(建設業以外の事業場にあつては1~9、建設業の事業場にあつてはア~オ)を「確認表」(様式2-2及び2-3)の「5 特記事項」に印字しており、今回の確認作業において、事業場が特記事項を記載する場合には、代表例から選択できるようにしている。

したがって、事業場が「確認票」(様式2-2及び2-3)の「5 特記事項」の記載に当たり、印字している代表例の中から特記事項を選択している場合には、事業場が選択した代表例の番号等に対応する記載を「公表予定リスト」の「9 特記事項」に赤字で入力すること。

また、事業場が「確認票」(様式2-2及び2-3)の「5 特記事項」に印字している代表例の中から特記事項を選択せず、建設業以外の事業場にあつては「10」、建設業の事業場にあつては「カ」を選択した上で、特記事項として具体的な記載をしているものについては、まず、特記事項の記載内容が代表例にあてはまるか否かを判断し、あてはまる場合には、事業場に電話し、特記事項を代表例の記載に修正することについて了解を求めること。

特記事項の修正について、事業場の了解が得られた場合には、該当する代表例の番号等に対応する記載を「公表予定リスト」の「9 特記事項」に赤字で入力すること。

なお、特記事項の記載の修正について了解が得られない場合には、「公表予定リスト」の「9 特記事項」欄に建設業以外の事業場にあつては「10」、建設業の事業場にあつては「カ」を赤字で入力すること。

また、特記事項の記載に当たり、事業場に対して説明を行った場合には、「確認票」（様式 2-2 及び 2-3）の余白に説明を行った日時、事業場対応者及び行政担当者の職氏名、事業場の了解の有無及び了解が得られた場合には修正後の特記事項を記載すること。

6 その他

事業場から提出された「確認票」（様式 2-2 及び 2-3）の回答や本省指示に基づき、「公表予定リスト」の「4 事業場名」、「5 石綿ばく露作業状況」及び「6 労災法支給決定件数」及び「6 特別遺族給付金支給決定件数」を訂正する場合にあつても、「認定者別リスト」及び「事業場別リスト」の訂正は行わないこと。

第 5 本省報告

今回の作業により、本省へ提出する書類は、別表のとおりとする。

なお、確認作業の対象となる事業場数が少ないなどの理由により、提出期限前に作業が終了した場合には、本省において精査・確認のための作業が必要となることから、作業終了後速やかに関係書類を提出されるよう協力をお願いする。

第 6 その他

（1）情報管理の徹底

本件作業に当たっては、従前からの指示どおり、情報管理に万全を期すること。

（2）本件作業に係る本省照会先

労災補償部補償課業務係（担当：西村、小川）

職業病認定対策室認定業務第 2 係（担当：鈴木、大井）

(別表)

補償課提出書類一覧

提出する書類	補償課あて送付・送信するとき	提出の時期・方法
公表予定リスト	必ず提出	3月12日(水)・電子メール
公表予定内容確認票 (様式2-2及び2-3)	必ず提出 ※ 文書回答がなされず、事業場からの聴取により、行政が記載したものも含む。	3月12日(水)・郵送 (書留・速達)
事業場申立てに基づく 公表予定リストの訂正 一覧表(様式1)	公表予定リストの「4事業場名」「5石綿ばく露状況」及び「6労災法支給決定件数」・「6特別遺族給付金支給決定件数」を訂正した場合	3月12日(水)・郵送 (書留・速達)
船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票(様式3)	船舶製造又は修理業に関する事業場について必ず提出 ※ 文書回答がなされず、事業場からの聴取により、行政が記載したものも含む。	3月12日(水)・郵送 (書留・速達)
回答・公表拒否事業場に関する情報(様式4)	①事業場が公表予定内容確認票の回答を拒否する場合、 ②行政が十分な説明を尽くしても事業場が公表を拒否している場合	随時・ファクシミリ
事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書(様式5)	事業場からの申立て内容を精査した結果、局として「事業場不明」との判断に至った場合	随時・ファクシミリ
調査復命書等の資料	様式5を提出する場合	随時・ファクシミリ
事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票(様式6)	建設業以外の事業場からの公表予定内容確認票の回答において、「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の取扱い状況」が訂正されている場合であって局の説明に了解が得られない場合	3月12日(水)・郵送 (書留・速達)

※1 電子メールの送信については、公表予定リストの本省送信元に返信すること。

※2 郵送又はファクシミリの本省宛先は補償課業務係とすること

第 3 回 作 業 に 係 る 様 式 集

様式番号	標 題
様式 1	事業場の申立てに基づく公表予定リストの訂正一覧表
様式 2 - 1	石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について
様式 2 - 2	公表予定内容確認票
様式 2 - 3	公表予定内容確認票（建設業）
様式 2 - 4	「公表予定内容確認票」の記入要領 （ご確認及び修正について） ※別紙「石綿ばく露作業一覧表」あり
様式 2 - 5	「公表予定内容確認票」の記入要領 （ご確認及び修正について）（建設業） ※別紙「石綿ばく露作業一覧表」あり
様式 3	船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票
様式 4	回答・公表拒否事業場に関する情報
様式 5	事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書
様式 6	事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票

事業場の申立てに基づく公表予定リストの訂正一覧表

連番	事業場名	訂正項目の番号	訂正内容

注 1) 本票は、「公表予定リスト」の「4 事業場名」、「5 石綿ばく露作業状況」及び「6 労災法支給決定件数」・「6 特別遺族給付金支給決定件数」について、訂正が生じた場合に記載すること。

注 2) 訂正箇所 1 か所につき 1 行を使用すること。

注 2) 「連番」及び「事業場名」については、「公表予定リスト」の「1 公表確認連番」及び「4 事業場名」を記載すること。

注 3) 「訂正項目」については、訂正する項目の「公表予定リスト」の項目番号（例えば、「事業場名」であれば「4」、「石綿ばく露作業状況」であれば「5」）を記載すること。

注 4) 「公表予定リスト」の「5 石綿ばく露作業状況」の訂正に係る本票「訂正内容」の記載に当たっては、訂正前の石綿ばく露作業と訂正後の石綿ばく露作業について、それぞれ様式 2-4 又は 2-5 の別紙「石綿ばく露作業一覧表」の番号を記載すること。

（例）「石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業」を「配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業」に訂正する場合の「訂正内容」の記載は、「17→5 に訂正」とする。

また、事業場から番号による訂正について、理解を得られなかった場合には、申立ての内容を正確に略することなく記載すること。

注 5) 「公表予定リスト」の「6 労災法支給決定件数」・「6 特別遺族給付金支給決定件数」の訂正を行う場合には、補償課に連絡の上、その指示に従うこと。
また、補償課指示に基づき訂正する場合は、「訂正内容」に支給決定件数の増減理由を記載すること。

局 名	
職 氏 名	

(事 業 場 名)
代表者 様

(発 出 者 名)

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の
公表予定内容の確認について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿による疾病を発症された方について、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。

今般、その取組の一つとして、平成17年度、18年度において、「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として労災認定等された労働者（元労働者等を含む。）が所属していた事業場について、同封した「公表予定内容確認票」により公表することとしており、貴事業場につきましてもその対象となっております。

つきましては、別添「公表予定内容確認票」の記載内容をご覧いただき、修正のない場合には、事業場担当責任者名等を記載して頂き、また、修正する事項がございましたら該当部分を修正の上、下記あて〇月〇日（〇）までにファクシミリ又は郵送により回答願います。

なお、貴事業場での石綿取扱い作業等について特に付記すべき事項（出張作業のため事業場内での石綿の取扱いがない等）がございましたら、公表の際に特記事項として掲載することがありますので別紙「公表予定内容確認票」の「特記事項」欄の該当する項目を選択し、当署あて回答願います。

問い合わせ先

〇〇労働基準監督署

所在地：

TEL：

FAX：

担 当：

事業場名等の公表について

石綿による疾病については、石綿にばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、このため、労働者に発症した健康障害が業務によるものか気づきにくいという特徴があります。また、事業場周辺地域へ飛散した石綿による周辺住民の健康不安も生じています。

このため、政府は、「隙間のない救済」、「国民への不安の解消」を目指して石綿問題に取り組んでいるところであり、既に平成17年7月及び同年8月の2回にわけて、平成16年度以前の石綿による肺がん、中皮腫の労災認定事業場について公表を行っております。

今回の公表につきましても本趣旨を御理解賜りますようお願いいたします。

〇〇労働基準監督署

整理番号

担当：

TEL：

FAX：

公表予定内容確認票

1	事業場名 ※ () 書きがある場合は、 現在の事業場名		
1(7)	事業場としての 石綿取扱い期間	使用開始時期	
		使用終了時期	
1(4)	現在の石綿取扱い状況		
2	労災法 支給決定件数 (平成17年度 ～18年度)	肺がん	
		うち死亡	
		中皮腫	
		うち死亡	
3	特別遺族給付金 支給決定件数 (平成18年3月27日 ～平成19年3月末日)	肺がん	
		中皮腫	
		石綿肺	
4	石綿ばく露作業		
5	特記事項	「石綿取扱い状況 等に関する調査 票」に基づく記載	
		付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。	1 事業場での石綿取扱いなし 2 出張作業であり事業場内での取扱いなし 3 _____ 構内での作業 4 出張作業での間接ばく露 5 造船所内での間接ばく露 6 工事現場での間接ばく露 7 _____ 年 _____ 月に _____ へ移転 8 _____ 年 _____ 月に事業場廃止 9 他の事業場での作業歴あり 10 1～9以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。

(事業場担当責任者)

所属

役職

氏名

連絡先 所在地

TEL

FAX

〇〇労働基準監督署

整理番号

担当:

TEL:

FAX:

建設業

公表予定内容確認票

1	事業場名 ※ () 書きがある場合は、 現在の事業場名		
2	労災法 支給決定件数 (平成17年度 ~18年度)	肺がん	
		うち死亡	
		中皮腫	
		うち死亡	
3	特別遺族給付金 支給決定件数 (平成18年3月27日 ~平成19年3月末日)	肺がん	
		中皮腫	
		石綿肺	
4	石綿ばく露作業		
5	特記事項	付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。	ア 出張作業であり事業場内での取扱いなし イ 建設現場における間接ばく露であり直接石綿を取扱う作業なし ウ _____年_____月に_____へ移転 エ _____年_____月に事業場廃止 オ 他の事業場での作業歴あり カ ア~オ以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。 _____ ※建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、「事業場の所在地 (事務所)と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表対象 となった事業場の所在

(事業場担当責任者)

所属

役職

氏名

連絡先 所在地

TEL

FAX

「公表予定内容確認票」の記入要領

(ご確認及び修正について)

労災認定及び特別遺族給付金の支給にかかる調査結果等に基づき記載しています。
万が一、修正・追加が必要な場合は、該当部分を二重線により抹消の上、加筆修正をお願いします。

【1(ア) 事業場としての石綿取扱期間欄】

【1(イ) 現在の石綿取り扱い状況欄】

先般、ご回答いただきました「石綿取り扱い状況等に関する調査票」に基づき記載しています。

なお、ご提出いただいたものについて、その内容を踏まえ、石綿取扱いの時期や有無について修正を行っている場合があります。

【2 労災法 支給決定件数欄】

【3 特別遺族給付金 支給決定件数欄】

労働基準監督署において当該期間中に認定（支給決定）を行った件数です。

なお、死亡数とは、労災認定時に遺族保険給付の支給決定が行われた件数です。

* 特別遺族給付金とは・・・

平成18年3月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿関連疾患で死亡した労働者の遺族の方で、時効により労災保険給付を受けていない方に特別遺族給付金が支給されています。

【4 石綿ばく露作業欄】

労災認定者にかかる作業を別紙「石綿ばく露作業一覧表」により記載しています。

修正が必要な場合は、該当する番号を記載してください。

【5 特記事項欄】

先般の「石綿取り扱い状況等に関する調査票」に記載されている内容を予め記載しています。当該記載を変更又は追加する場合に、1～9の該当する番号に○をつけ、必要事項を記載してください。

なお、1～9以外で特に記入すべき事項がある場合は、10に○をつけ、その内容を簡潔に記載してください。

ご提出いただいた内容につきましては、当方において、付記の必要性等について精査の上、表記の修正等をさせていただくことがあります。

記載内容等について、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

石綿ばく露作業一覧表

番 号	石綿ばく露作業の状況
1	石綿鉱山に関わる作業
2-1	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
2-2	石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
2-3	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
2-4	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
2-5	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
3	石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
4	石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
5	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
6	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
7	船に乗り込んで行う作業（船員その他）
8	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
9	解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
10	港湾での荷役作業
11	発電所、変電所、その他電気設備での作業
12	鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
13	耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
14	自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
15	鉄道等の運行に関わる作業
16	ガラス製品製造に関わる作業
17	石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
18	清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
19	電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
20	レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
21	吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
22	エレベーター製造又は保守に関わる作業
23	ランドリー・クリーニングに関わる作業
24	ガスマスクの製造に関わる作業
25	上下水道に関わる作業
26	ゴム・タイヤの製造に関わる作業
27	道路建設、補修等に関わる作業
28	映画放送舞台に関わる作業
29	農薬、バーミキュライト等を扱う作業
30	酒類製造に関わる作業
31	消防に関わる作業
32	歯科技工に関わる作業
33	金庫の製造・解体に関わる作業
34	タルク等石綿含有物を使用する作業
35	その他の石綿に関連する作業
36	1～35の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

「公表予定内容確認票」の記入要領

(ご確認及び修正について)

労災認定及び特別遺族給付金の支給にかかる調査結果等に基づき記載しています。
万が一、修正・追加が必要な場合は、該当部分を二重線により抹消の上、加筆修正をお願いします。

【2 労災法 支給決定件数欄】

【3 特別遺族給付金 支給決定件数欄】

労働基準監督署において当該期間中に認定（支給決定）を行った件数です。

なお、死亡数とは、労災認定時に遺族補償給付の支給決定が行われた件数です。

* 特別遺族給付金とは・・・

平成18年3月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿関連疾患で死亡した労働者の遺族の方で、時効により労災保険給付を受けていない方に特別遺族給付金が支給されています。

【4 石綿ばく露作業欄】

労災認定者にかかる作業を別紙「石綿ばく露作業一覧表」により記載しています。

修正が必要な場合は、該当する番号を記載してください。

【5 特記事項欄】

公表にあたり、石綿ばく露作業、取扱い状況等について特に申し添えることがある場合、ア～オの該当する番号に○をつけ、必要事項を記載してください。

なお、ア～オ以外で特に記入すべき事項がある場合は、カに○をつけ、その内容を簡潔に記載してください。

なお、建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、

「事業場の所在地（事務所）と異なる場所（現場）で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所である。また、建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労するなかで石綿作業に従事している」旨を記載する予定です。

ご提出いただいた内容につきましては、当方において、付記の必要性等について精査の上、表記の修正等をさせていただくことがあります。

記載内容等について、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

石綿ばく露作業一覧表

番 号	石綿ばく露作業の状況
1	石綿鉱山に関わる作業
2-1	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
2-2	石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
2-3	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
2-4	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
2-5	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
3	石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
4	石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
5	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
6	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
7	船に乗り込んで行う作業（船員その他）
8	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
9	解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
10	港湾での荷役作業
11	発電所、変電所、その他電気設備での作業
12	鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
13	耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
14	自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
15	鉄道等の運行に関わる作業
16	ガラス製品製造に関わる作業
17	石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
18	清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
19	電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
20	レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
21	吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
22	エレベーター製造又は保守に関わる作業
23	ランドリー・クリーニングに関わる作業
24	ガスマスクの製造に関わる作業
25	上下水道に関わる作業
26	ゴム・タイヤの製造に関わる作業
27	道路建設、補修等に関わる作業
28	映画放送舞台に関わる作業
29	農薬、バーミキュライト等を扱う作業
30	酒類製造に関わる作業
31	消防に関わる作業
32	歯科技工に関わる作業
33	金庫の製造・解体に関わる作業
34	タルク等石綿含有物を使用する作業
35	その他の石綿に関連する作業
36	1～35の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

(様式 3)

〇〇労働局（労働基準監督署）

担 当：

T E L：

F A X：

船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票

〇〇〇造船代表者様

現在の石綿取扱い状況を正確に把握するため、貴社における現在の石綿の取扱い状況について、ア～イの該当するものに○を付してください。

ア 新造船のみを行っているので、石綿を取扱うことはない。

イ 修理する船舶によっては石綿を取り扱うこともある（周辺作業における間接的な石綿ばく露を含む）。

（事業場担当責任者）

所 属：

役 職：

氏名：

所在地：

T E L：

F A X：

回答・公表拒否事業場に関する情報

事業場に関する情報	①連 番： ②事業場名： ③事業場担当者の職氏名： ④事業場連絡先：TEL FAX
申立ての方法等	①申立ての方法等 電話・確認票の回答・面談・その他（ ） ②電話等による対応日時： 月 日（ ） 時 分
申立ての内容	
局・署の対応担当者	○○労働局（△△労働基準監督署） 職氏名：

注1)「連番」については、「公表予定リスト」の「1公表確認連番」を記載すること。

注2) 本票は1事業場ごとに作成することとし、同一事業場から複数回の申立てがなされた場合にはその都度、本票を作成すること。

注3) 電話又は面談により申立てを受けた場合には、対応を行った日時を記載すること。

注4)「申立ての方法等」で「その他」を選択した場合には（ ）内に具体的に記載を行うこと。

事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書

連番：	事業場名：
-----	-------

(事業場不明と判断した理由)

下記の該当する番号に○を付けること。なお、「3その他」を選択した場合には、()内に理由を具体的に記載すること。

- 1 当該事業場においては、出張作業も含めて石綿ばく露作業（間接的なばく露を受ける作業も含む）はなかったと認められること。
- 2 労災保険適用がある最終石綿ばく露事業場ではなかったと認められること。
- 3 その他
()

(判断根拠)

注1)「連番」については、「公表予定リスト」の「1公表確認連番」を記載すること。

注2)本票は1事業場ごとに作成すること。

局 名	
職氏名	

(様式6)

事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票

連番： 事業場名：
事業場担当責任者の職氏名：

(訂正依頼内容)

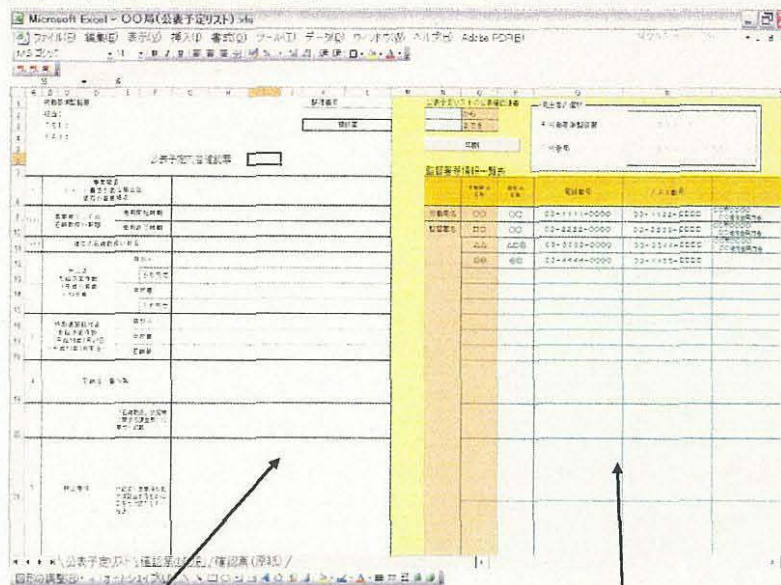
(訂正理由)

注1)「連番」については、「公表予定リスト」の「1公表確認連番」を記載すること。

注2)本票は1事業場ごとに作成すること。

局 名	
職氏名	

1-3. 以下の画面が表示される。



印刷エリア

印刷されないエリア(色付けされた部分)

2. 通知文書（「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について」）に日付（発出日、締切日）を入力する。

2-1. 上記の印刷エリアには、「公表予定内容確認票」と「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について」の2ページ構成となっている。

※ 「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について」はエクセルの30行目以降となっている。

※ 印刷範囲はエクセルの「改ページプレビュー」により見るとわかりやすい。

「公表予定内容確認票」(1ページ目)

労働基準監督署		整理番号	
提出:			
TEL:			
FAX:			
公表予定内容確認票			
1	事業場名 ※()書きがある場合は、 現在の事業場名		
1(1)	事業場としての 石綿取り扱い期間	使用開始時期	
		使用終了時期	
1(4)	現在の石綿取り扱い状況		
2	労災法 支給決定件数 (平成17年度 ～18年度)	肺がん	
		うち死亡	
		中皮腫	
		うち死亡	
3	特別遺族給付金 支給決定件数 (平成18年3月27日 ～平成19年3月末日)	肺がん	
		中皮腫	
		石綿肺	
4	石綿ばく露作業		
5	特記事項	「石綿取り扱い状況 等に関する調査 票」に基づく記載	
		付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。	
(事業場担当責任者)		所属	
		役職	氏名
		連絡先	所在地
		TEL	FAX

「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の
公表予定内容の確認について」(2ページ目)

平成20年2月〇日

代表者様

労働基準監督署長

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の
公表予定内容の確認について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省
においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿による
疾病を発症された方について、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。
今後、その取組の一つとして、平成17年度、18年度において、「労働者災害補償保
法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として労災認
定等された労働者（元労働者等を含む。）が所属していた事業場について、同封した「公表
予定内容確認票」により公表することとしており、貴事業場につきましてもその対象とな
っております。
つきましては、別添「公表予定内容確認票」の記載内容をご覧いただき、修正のない場
合には、事業場担当責任者名等を記載して頂き、また、修正する事項がございましたら該
当部分を修正の上、下記まで〇月〇日（〇）までにファクシミリ又は郵送により回答願
います。
なお、貴事業場での石綿取扱い作業等について特に付記すべき事項（出張作業のため事
業場内での石綿の取扱いがない等）がございましたら、公表の際に特記事項として掲載す
ることがありますので別添「公表予定内容確認票」の「特記事項」欄の該当する項目を選
択し、当署まで回答願います。

問い合わせ先
労働基準監督署
所在地：
TEL：
FAX：
担 当：

事業場名等の公表について
石綿による疾病については、石綿にばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、このた
め、労働者に発症した健康障害が業務によるものか気づきにくいという特徴があります。また、
事業場周辺地域へ飛散した石綿による周辺住民の健康不安も生じています。このため政府は、「障
害のない救済」、「国民への不安の解消」を目指して石綿問題に取り組んでいるところであり、既
に平成17年7月及び同年8月の2回にわけて、平成16年度以前の石綿による肺がん、中皮腫
の労災認定事業場について公表を行っております。
今回の公表につきましても本職目を御理解賜りますようお願いいたします。

- 2-2. 「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について」の、「発
出日付（月、日）」を入力する。
※ 日付のセルは「K30」にある。

発出日付を手入力で修正

平成20年2月〇日

代表者様

労働基準監督署長

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の
公表予定内容の確認について

2-3. 文書中央をダブルクリックすると「Word」が起動されるので、表示された画面上の「締切日付（月、日、曜日）」を入力する。

平成20年2月〇日

代表者様

労働基準監督署長

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の
公表予定内容の確認について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿による疾病を発症された方について、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。
今般、その取組の一つとして、平成17年度、18年度において、「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として労災認定等された労働者（元労働者等を含む。）が所属していた事業場について、同封した「公表予定内容確認票」により公表することとしており、貴事業場につきましてもその対象となっております。
つきましては、別添「公表予定内容確認票」の記載内容をご覧いただき、修正のない場合には、事業場担当責任者名等を記載して頂き、また、修正する事項がございましたら該当部分を修正の上、下記あて〇月〇日（〇）までにファクシミリ又は郵送により回答願います。
なお、貴事業場での石綿取扱い作業等について特に付記すべき事項（出張作業のため事業場内での石綿の取扱いが無い等）がございましたら、公表の際に特記事項として掲載することがありますので別紙「公表予定内容確認票」の「特記事項」欄の該当する項目を選択し、当署あて回答願います。

問い合わせ先
労働基準監督署

所在地：
TEL：
FAX：
担 当：

事業場名等の公表について
石綿による疾病については、石綿にばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、このため、労働者に発症した健康障害が業務によるものか気づきにくいという特徴があります。また、事業場周辺地域へ飛散した石綿による周辺住民の健康不安も生じています。このため政府は、「除根のない救済」、「国民への不安の解消」を目指して石綿問題に取り組んでいるところであり、既に平成17年7月及び同年8月の2回にかけて、平成16年度以前の石綿による肺がん、中皮腫の労災認定事業場について公表を行っております。
今回の公表につきましても本職責を御理解賜りますようお願いいたします。

文書中央をダブルクリックするとWordが起動されるので、日付を手入力で入力

3. 発出者名、問い合わせ先等を選択・入力する。

3-1. 「発出者の選択」において、「労働基準監督署」または「労働局」のいずれかを選択する。「労働基準監督署」を選択した場合には「労働基準監督署長」名での文書となり、「労働局」を選択した場合には、「労働基準部長」または「労災補償課長」のいずれかの通知文書となる。

※ 「労働局」を選択した場合には「労働基準部長」名または「労災補償課長」名のいずれかが選択できるようになる。

公表予定リストの公表確認連番		発出者の選択	
3	から	☐ 労働基準監督署 ☐ 労働局	☐ 労働基準部長 ☐ 労働基準部労災補償課長
5	までを		
印刷			
監督署等情報一覧表			

いずれかを選択

「労働局」を選択した場合、
「労働基準部長」、「労災補償課長」
のいずれかを選択

平成20年2月〇日

〇〇労働局労働基準部長

業に係る労災認定事業場名等の
予定内容の確認について

「労働局」「労災基準部長」
を選択した場合

平成20年2月〇日

〇〇労働局
労働基準部労災補償課長

業に係る労災認定事業場名等の
予定内容の確認について

「労働局」「労災補償課長」
を選択した場合

平成20年2月〇日

〇〇労働基準監督署長

業に係る労災認定事業場名等の
予定内容の確認について

「監督署」を選択した場合

3-2. 問い合わせ先の入力

(1) 発出が局で、問い合わせ先が局担当者の場合

自局の電話番号等を入力

監督署等情報一覧表					
	支給時の 名称	現在の 名称	電話番号	FAX番号	所在地
労働局名	〇〇	〇〇	03-1111-0000	03-1122-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎
監督署名	□□	〇〇	03-2222-0000	03-2233-0000	
	△△	〇△□	03-3333-0000	03-3344-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎
	◎◎◎	◎◎◎	03-4444-0000	03-4455-0000	

(2) 発出が署で問い合わせ先が署担当者の場合（自署分のみ発出する場合）

自署分の電話番号等を入力

監督署等情報一覧表					
	支給時の 名称	現在の 名称	電話番号	FAX番号	所在地
労働局名	〇〇	〇〇	03-1111-0000	03-1122-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎
監督署名	□□	〇〇	03-2222-0000	03-2233-0000	
	△△	〇△□	03-3333-0000	03-3344-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎
	◎◎◎	◎◎◎	03-4444-0000	03-4455-0000	

(3) 発出は署で、問い合わせ先も署であるが、郵便発送業務のみを局で一括して行う場合は、署担当者名を把握の上、全署分（上記（2））を入力すること。

- ・ 監督署等情報一覧表について必要事項（水色のセルの「電話番号」、「FAX番号」、「所在地」、「担当者」）を入力する。
- ・ 監督署の名称が署の再編整理等により変更している場合には、「現在の名称」欄の監督署名を変更する。

※ 印刷される監督署名は「現在の名称」欄に入力されたものとなる。

※ 担当者欄には「第3課 〇〇」という記載も可能。

監督署等情報一覧表						
支給時の名称	現在の名称	電話番号	FAX番号	所在地	担当者	
労働局名	〇〇	〇〇	03-1111-〇〇〇〇	03-1122-〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	労災補償課 〇〇
監督署名	〇〇	〇〇	03-2222-〇〇〇〇	03-2233-〇〇〇〇		労災課 〇〇
	△△	〇△〇	03-3333-〇〇〇〇	03-3344-〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	
	〇〇〇	〇〇〇	03-4444-〇〇〇〇	03-4455-〇〇〇〇		〇〇

署の再編整理等により
変更があれば修正

空欄であれば空欄で出力される
(手書き、ゴム印等を使用する場合)

4. 印刷する。

4-1. 印刷範囲を入力(「公表予定リスト」シートにおける公表確認連番を指定)し、「印刷」ボタンを押す。

※ 特定の1事業場分のみを印刷したい場合には始点、終点を同一とする
(例 公表確認連番3のみを印刷したい場合は 始点「3」終点「3」とする。)

始点、終点を入力

公表予定リストの公表確認連番	発出者の選択				
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>から</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>までを</td> </tr> </table>	3	から	5	までを	☐ 労働基準監督署 ☒ 労働局
3	から				
5	までを				
印刷	☒ 労働基準部長 ☐ 労働基準部労災補償課長				

監督署等情報一覧表

印刷ボタンを押す

4-2. 確認メッセージが出るので、問題なければ印刷する。

※ 一事業場あたり2ページ(「公表予定内容確認票」と「労災認定事業場名の公表について」)が出力される。

確認 公表予定リストの公表確認連番 3番から 5番まで印刷します。 (出力枚数: 6(=3事業場 × 2)) はい(Y) いいえ(N)
--

5. 印刷内容の確認

指定範囲の事業場分が印刷されるので、内容を突合する。

※ 当該印刷機能は、公表予定リストの内容をそのまま読み込み自動で印字することから、

印字された文書において、宛先の体裁が適当でない（事業場名が著しく長いため、途中で折り返して印刷されてしまう等）がある可能性がある。

これらを修正する場合には、本印刷機能に頼らず、原紙において手入力し、通常のエクセル操作の方法によって印刷すること。

建設業以外の場合
(様式2-2により出力される)

対応する監督署(労働局)に
関する情報が出力

公表予定リストの
公表確認連番が出力

〇〇労働基準監督署		整理番号	004
担当: 労災課 〇〇			
TEL: 03-2222-〇〇〇〇			
FAX: 03-2233-〇〇〇〇			
公表予定内容確認票			
1	事業場名 ※() 書きがある場合は、 現在の事業場名	〇〇〇〇 (現 〇〇〇〇〇〇)	
1(7)	事業場としての 石綿取扱い期間	使用開始時期	昭和〇〇年〇月
		使用終了時期	平成〇〇年〇月
1(4)	現在の石綿取扱い状況		
	取扱いなし		
2	労災法 支給決定件数 (平成17年度 ~18年度)	肺がん	5
		うち死亡	3
		中皮腫	1
		うち死亡	
3	特別遺族給付金 支給決定件数 (平成18年3月27日 ~平成19年3月末日)	肺がん	1
		中皮腫	
		石綿肺	
4	石綿ばく露作業	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業	
5	特記事項	出張先での修理業務	
	「石綿取扱い状況 等に関する調査 票」に基づく記載	1 事業場での石綿取扱いなし 2 出張作業であり事業場内での取扱いなし 3 構内での作業 4 出張作業での間接ばく露 5 造船所内での間接ばく露 6 工事現場での間接ばく露 7 年 月 へ移転 8 年 月に事業場廃止 9 他の事業場での作業歴あり 10 1~9以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。	
(事業場担当責任者)		所属	
		役職 氏名	
		連絡先 所在地	
		TEL FAX	

建設業の場合は、
本欄自体が印字されない

公表予定リストの
内容が出力

「石綿取扱い状況等に関する
調査票」に基づき、特記事項に
入力された内容が出力

建設業の場合
(様式2-3により出力される)

対応する監督署(労働局)に
関する情報が出力

「建設業」が付記される

〇〇労働基準監督署 担当：労災課 〇〇 TEL：03-2222-〇〇〇〇 FAX：03-2233-〇〇〇〇		整理番号 024 建設業	
公表予定内容確認票			
1	事業場名 ※()書きがある場合は、 現在の事業場名	※〇〇 (現 〇〇〇〇)	
2	労災法 支給決定件数 (平成17年度 ～18年度)	肺がん	
		うち死亡	
		中皮腫	1
		うち死亡	1
3	特別遺族給付金 支給決定件数 (平成18年3月27日 ～平成19年3月末日)	肺がん	
		中皮腫	
		石綿肺	
4	石綿ばく露作業	建築現場の作業(建築現場における事務職を含めた全職種)	
5	特記事項	付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。	
		ア 出張作業であり事業場内での取扱いなし イ 建設現場における間接ばく露であり直接石綿を取扱う作業なし ウ 年 月 に へ移転 エ 年 月 に事業場廃止 オ 他の事業場での作業歴あり カ ア～オ以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。 ※建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、「事業場の所在地(事務所)と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は石綿の飛散のおそれのない場所である。また建設労働者の多くは事業場を転々としながら多数の建設現場で就労するなかで石綿作業に従事している」旨を記載する予定です。	
(事業場担当責任者)		所属	
		役職 氏名	
		連絡先 所在地	
		TEL FAX	

公表予定リストの
内容が出力

送付先の事業場名となっているかチェック

平成20年2月〇日

〇〇〇(株)
代表者様

〇〇労働基準監督署長

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の
公表予定内容の確認について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿による疾病を発症された方について、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。

今般、その取組の一つとして、平成17年度、18年度において、「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として労災認定等された労働者（元労働者等を含む。）が所属していた事業場について、同封した「公表予定内容確認票」により公表することとしており、貴事業場につきましてもその対象となっております。

つきましては、別添「公表予定内容確認票」の記載内容をご覧いただき、修正のない場合には、事業場担当責任者名等を記載して頂き、また、修正する事項がございましたら該当部分を修正の上、下記あて〇月〇日（〇）までにファクシミリ又は郵送により回答願います。

なお、貴事業場での石綿取扱い作業等について特に付記すべき事項（出張作業のため事業場内での石綿の取扱いがない等）がございましたら、公表の際に特記事項として掲載することがありますので別紙「公表予定内容確認票」の「特記事項」欄の該当する項目を選択し、当署あて回答願います。

問い合わせ先

〇〇労働基準監督署

所在地： 〇〇市〇〇〇〇
〇〇地方合同庁舎

TEL： 03-2222-〇〇〇〇

FAX： 03-2233-〇〇〇〇

担 当： 労災課 〇〇

事業場名等の公表について

石綿による疾病については、石綿にばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、このため、労働者に発症した健康障害が業務によるものか気づきにくいという特徴があります。また、事業場周辺地域へ飛散した石綿による周辺住民の健康不安も生じています。このため政府は、「隙間のない救済」、「国民への不安の解消」を目指して石綿問題に取り組んでいるところであり、既に平成17年7月及び同年8月の2回にわけて、平成16年度以前の石綿による肺がん、中皮腫の労災認定事業場について公表を行っております。

今回の公表につきましても本趣旨を御理解賜りますようお願いいたします。

正しく出力されているかチェック

6. その他

- ・ 大量に印刷する前に少量で印刷チェックを行い、担当者名等について確認すること。
- ・ 水色のセル以外は入力変更等をしないこと。セルの結合等について不用意に変更しないこと（数式等が影響を受ける可能性があるため。）

- ・ シート名「公表予定リスト」について変更しないこと（公表予定リストからデータを読み込むため、変更すると正しく印刷できなくなる。）
- ・ 建設業については項目1（ア）「事業場としての石綿取扱い期間」、項目1（イ）「現在の石綿取扱い状況」欄自体が省略された形で印刷される。
- ・ 自署分のみを発出する場合、発出漏れのないよう留意すること

※ 特に公表予定リストは「建設業以外」の事業場と「建設業」の事業場に分類しているため、同一署であっても「公表確認連番」が連続していないことに留意すること。

例）下記□□局におけるA署の3事業場は

建設業以外：公表確認連番 1

建設業：公表確認連番 6～7

に分かれている。

「建設業以外」を上部に、「建設業」は下部に分離
※「建設業」は「*」と表示されている。

	1	2	3	4	5
建設業：*	公表確認連番	局名	署名	事業場名 ()は支給決定時の事業場名	石綿ばく露作業状況
	1	〇〇	A	㈱〇〇〇	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
	2	〇〇	B	㈱〇〇〇	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
	3	〇〇	C	㈱〇〇〇 (現 □□□㈱)	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
	4	〇〇	C	㈱〇〇〇	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
	5	〇〇	D	㈱〇〇〇	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
*	6	〇〇	A	㈱〇〇〇 (現 □□□㈱)	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
*	7	〇〇	A	㈱〇〇〇	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
*	8	〇〇	B	㈱〇〇〇	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
*	9	〇〇	C	㈱〇〇〇 (現 □□□㈱)	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
*	10	〇〇	E	㈱〇〇〇	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業

局全体において「建設業以外」「建設業」と分けているため、
A署はNo. 1（建設業以外）、No. 6～7（建設業）に分かれる。

事業場対応マニュアル (Q & A)

項	目	頁
<u>1 公表の趣旨</u>		
問1	なぜ石綿関連疾患の労災認定事例のみ公表するのか。	1
<u>2 公表自体への苦情</u>		
問2	事業場名の公表については、同意していないので拒否する。	1
問3	国が石綿使用を認めていたものであり、当社の責任ではなく、個別企業名の公表は不適當である。 耐火用吹き付けなどは国から石綿使用を求められたものである。	1
問4	現在石綿の取扱いは行っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。	2
問5	当時の状況を知っているものが残っておらず、確認が十分できないにも関わらず公表されるのは困る。	2
問6	当社では石綿作業はないと考えているが、監督署が勝手に事実認定したものである。	2
問7	当社の業務は、認定基準に定める石綿取扱い業務に当たらないものである。	3
問8	風評被害により損害が発生するおそれが強く、公表は容認できない。	3
問9	当社は、現在アスベストに関し係争中であり、公表は容認できない。	4
問10	平成17年度にA支店について既に公表されており十分ではないか。今回さらにB支店まで公表されるのは困る。	4
問11	守秘義務に反するのではないか。	4
<u>3 少量のばく露、間接ばく露</u>		
問12	少量の石綿しか取り扱っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。	5
問13	少量の石綿によるばく露でも、石綿による疾病となるのか。	5
問14	間接ばく露であり、石綿取扱い作業にはあたらない。	5
問15	建屋に（吹き付け）石綿が存在したことは否定しないが、石	6

綿取扱い作業ではない。	
4 過去の職歴	
問16 当社に在籍していた期間が短いのに、当社を公表するのは不 適当ではないか。	6
問17 事業主としてばく露した期間が長いが何故労災認定されるの か。	6
問18 当社以前にも職歴があり、当社の業務が原因ではない。	7
問19 前職歴による石綿ばく露もあるのだから、当該事業場名も公 表すべきではないか。	7
問20 当社の職歴の後にも職歴があり、当社を公表するのは適当で はない。	8
5 出張作業	
問21 出張作業時の間接ばく露であり、当社の責任ではなく、事業 場名を公表することは不適當ではないか。	8
問22 当社においては、出張先にのみ石綿取扱い作業があることから、事業場名を公表する必要性に乏しいのではないか。	9
6 下請専門	
【建設業】	
問23 当社は、下請専門の建設業を行ってきたことから、労災保険 関係（災害補償責任）は、現場の元請事業主であるにもかかわ らず、当社が公表される理由如何。	9
【建設業】	
問24 現場の元請事業主を公表しない理由如何。	10
【造船業】	
問25 今回追加で調査している趣旨・目的は何か。（造船業におい て、「石綿取扱い確認票」の提出を求める趣旨如何。）	10
【造船業】	
問26 修理する船舶を選ぶことはできず、かつ、現に取り扱って いないのに、なぜ現在取り扱っていないとの表記とならない のか。	10
【全事業共通】	
問27 その他として表記されると、周辺住民から訴訟を提起され るおそれや立退きを要求されるおそれがある。その他として	11

表記されるなら公表を拒否する。	
<u>7 中小事業主等の特別加入</u>	
問28 当社で認定された者は、労働者ではなく、任意加入の特別加入者（中小事業主等）であるにもかかわらず、公表する理由如何。	11
問29 前回特別加入者を公表しなかったにもかかわらず、今回公表するのは不適当ではないか。	12
<u>8 公表時期、方法及び公表項目等について</u>	
問30 公表はいつごろの予定か。	12
問31 今後も継続するのか。	12
問32 公表方法如何。	12
問33 認定件数を公表する理由如何。	12
問34 死亡件数を公表する理由如何。	13
問35 石綿取扱時期を公表する理由如何。	13
問36 石綿ばく露作業（労災認定された作業）を公表する理由如何。	13
問37 業務上か業務外か決定を知らせてもらっていないので、労災認定数等を確認できない。（又は、当社で把握している数値と異なる。）	13
問38 建設業においては石綿取り扱い期間、現在の石綿取り扱い状況を公表しない理由如何。（当社は、17年度公表の際、A支店について石綿ばく露作業の項目が公表されているが、今回B支店については、石綿ばく露作業の項目がない。）	14
<u>9 その他</u>	
問39 公表に関連して当社でも何らかの取組が必要なのか。	14
問40 当社では労災認定された業務以外にも石綿ばく露作業がある。これらは公表しないのか。	15

1 公表の趣旨

問1 なぜ石綿関連疾患の労災認定事例のみ公表するのか。

答 石綿関連疾患については、石綿ばく露から発症までの期間が数十年に及ぶ場合もあるなど、潜伏期間が非常に長いため、業務によるものかどうかに気付きにくいという特徴があることから、石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくことが必要です。

石綿関連疾患の労災認定の状況については、そのための情報提供として公表するものです。

2 公表自体への苦情

問2 事業場名の公表については、同意していないので拒否する。

答 確認票を送付したのは、事前に公表内容をお伝えし、内容を確認していただくことにより、正確な情報を提供するという趣旨です。貴社の同意をいただくためのものではありませんのでご理解とご協力をお願いします。

問3 国が石綿使用を認めていたものであり、当社の責任ではなく、個別企業名の公表は不適當である。

耐火用吹き付けなどは国から石綿使用を求められたものである。

答 石綿については、その危険性から段階的に規制が図られ、また、業務上の事由により石綿関連疾患を発症された方については、労災保険給付あるいは、石綿健康被害救済法による給付を受けられるよう取り組んでいるところです。

今回の公表は、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではありません。

元労働者の方等に石綿ばく露の可能性について認識していただき、石綿関連疾患を発症された場合には適切な補償を受けていただくための注意を促すことは重要と考えております。

問4 現在石綿の取扱いは行っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。

答 貴事業場については、以前、石綿ばく露作業が行われていたことから、元労働者（や周辺住民）が石綿にばく露したおそれを否定することはできず、また、石綿による疾病は、石綿ばく露から発症までの潜伏期間が非常に長いという特徴があることから、公表することが適當と考えております。

なお、事業場名の公表については、既に平成17年7月と8月の2回行われており、また、公表リストについては、現在、石綿の取扱いを行っているか否か分かるものとなっております。

問5 当時の状況を知っているものが残っておらず、確認が十分できないにも関わらず公表されるのは困る。

答 事業場名の公表については、原則として労災認定時の監督署における調査結果に基づいて行っていますが、石綿の取扱い状況等、事業場において確認できる情報に限りがあることも十分に理解できます。

そのような場合には、行政として把握できる情報の範囲内で公表することとしております。

問6 当社では石綿作業はないと考えているが、監督署が勝手に事実認定したものである。

答 事業場名の公表については、原則として労災認定時の監督署における調査結果に基づいて行っています。石綿ばく露作業の調査について、資料が限られているなどの状況があることは理解しておりますが、監督署の調査結果から、貴社において石綿ばく露があったものと判断されておりますので公表対象としております。

問 7 当社の業務は、認定基準に定める石綿取扱い業務に当たらないものである。

答 監督署の調査におきましては、〇〇の作業が石綿取扱い作業に当たるとしたのですが、貴社において当該作業は石綿取扱い作業に当たらないとのことであれば、その理由及び根拠を詳しくお聞かせください。内容を良く検討した上で公表の可否を判断させていただきます。

※ 局の対応

事業場の申立て内容を精査し、事業場不明にあてはまるか否かの検討を行い、公表対象事業場に対する確認等作業要領 第3の2の(1)「事業場不明の判断」に基づき、必要な処理を行うこと。

問 8 風評被害により損害が発生するおそれが強く、公表は容認できない。

答 事業場名の公表は、石綿による健康被害について、国民の間に大きく広がっている不安をできる限り解消するという、公益上の観点から実施するものであり、労災認定を行った事業場については原則として公表することとしたものです。

事業場名の公表については、これまで平成17年7月と8月の2回、同様に公表しているところではありますが、正確な情報提供という観点から、確認票を送付し、事前に公表内容をお伝えし、内容を確認していただいているところです。

なお、公表内容のみでは正しい状況の説明が不足するということでしたら、正確な情報となるよう特記事項として記載したいと考えておりますので、送付しました確認票に特記事項としてあてはまるものを選んで回答してください。

問9 当社は、現在アスベストに関し係争中であり、公表は容認できない。

答 労災認定にあたっては、最終ばく露事業場における労災保険関係に基づき行っているところであり、今回の公表の趣旨も、労災の発生について責任を問うものではなく、現に労災認定された事業場に関する情報提供を行うものです。

貴社におきましては、石綿ばく露作業が認められたことから、公表を行うこととしております。（申し立ての内容に応じ、特記事項への記載を案内。）

また、公表に際して特に付記すべき事項がございましたら、その内容によっては特記事項として掲載することができますので、送付しました確認表に特記事項としてあてはまるものを選んで回答してください。

問10 平成17年度にA支店について既に公表されており十分ではないか。今回さらにB支店まで公表されるのは困る。

答 石綿ばく露については、事業場ごとに労働者あるいは近隣住民に情報を提供する必要があります。そのため、同一法人でも異なる地域に所在する事業場で認定された場合は、当該事業場についても公表することとしています。

問11 守秘義務に反するのではないか。

答 事業場名の公表は、石綿による健康被害について、国民の間に大きく広がっている不安をできる限り解消するという、公益上の観点から実施するものであり、このような場合には、公益との比較考量により情報を公開する必要性と正当性が認められることとなります。

3 少量のばく露、間接ばく露

問12 少量の石綿しか取り扱っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。

答 事業場名の公表については、労災認定時の監督署における調査結果に基づくものであり、労災認定を行った事業場については、原則として公表するとしたものです。

単に取り扱っている量が少量であるということだけでは、石綿による疾病の発症に至る石綿ばく露がなかったとは言えないことから、公表を差し控えるべき理由には当たりませんが、事業場として少量の石綿しか取り扱っていないことを説明したいのであれば、特記事項にその旨を記載したいと考えております。

問13 少量の石綿によるばく露でも、石綿による疾病となるのか。

答 石綿による疾病については、少量の石綿ばく露によって発症するおそれがあることを否定することはできません。

特に中皮腫については、比較的短期間の石綿ばく露による発症も十分考えられるとされています。

問14 間接ばく露であり、石綿取扱い作業にはあたらない。

答 労災認定にあたっては、石綿を直接取り扱う者に限らず、業務により間接的にばく露した場合も、石綿ばく露作業として取扱います。

本公表は、現に労災認定された労働者が所属する事業場が、労災発生の原因となったことを示すものでなく、その認定の事実、ばく露作業の内容を情報提供するものです。このため、貴社の作業によるものではなく、構内下請けの際の他社からのばく露（あるいは、建設現場での同時作業に伴う他社からのばく露等）であり、事業場内でのばく露がない場合は、適切な情報提供のため、その旨、特記事項に記載することも考えられます。

これにより、元労働者あるいは近隣住民に正確な情報を伝えること、また、類似の事業場に勤務した方への注意喚起も図ることができます。

問15 建屋に（吹き付け）石綿が存在したことは否定しないが、石綿取扱い作業ではない。

答 貴社の場合、調査の結果、劣化した石綿が飛散している状況において作業が行われるなど、石綿へのばく露が認められたものです。（ばく露が極めて些少等、申し立ての内容に応じ、特記事項への記載を案内。）

また、建物や機械設備の一部に石綿が使用されているが石綿を直接取り扱うことはないということであれば、その旨特記事項として記載することもできます。

（なお、劣化した石綿が飛散する状況ではなく、石綿が封じ込められた状況であったと申し立てた場合には、問7を参照。）

4 過去の職歴

問16 当社に在籍していた期間が短いのに、当社を公表するのは不適當ではないか。

答 労災認定にあたっては、最終ばく露事業場における労災保険関係に基づき行っているところであり、今回の公表の趣旨も、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではなく、現に労災認定された事業場に関する情報を提供するものです。

貴社におきましては、石綿ばく露作業が認められたことから、公表を行うこととしております。（申し立ての内容に応じ、特記事項への記載を案内）

問17 事業主としてばく露した期間が長いが何故労災認定されるのか。

答 石綿による疾病については、いつのばく露により発症したかを明らかにすることはできません。このため、監督署において石綿ばく露作業について調査を行い、労災（労働者）として給付をし得ると判断したものです。

労災認定にあたっては、最終ばく露事業場における保険関係に基づき行っているところであり、今回の公表の趣旨も、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではなく、現に労災認定された事業場に関して情報を提供するものです。（申し立ての内容に応じ、特記事項への記載を案内。）

問18 当社以前にも職歴があり、当社の業務が原因ではない。

答 石綿による疾病については、いつの石綿ばく露により発症したかを特定することは困難です。

貴社においても、労災認定時の監督署における調査結果により、石綿ばく露作業があり、これに労働者が従事していたということであり、公表対象としておりますので、元労働者あるいは近隣住民への適切な情報の公表という趣旨を御理解願います。

なお、貴社以前にも石綿ばく露に係る職歴があることを説明したいのであれば、正確な情報の公表という観点から、特記事項にその旨を記載したいと考えております。

問19 前職歴による石綿ばく露もあるのだから、当該事業場名も公表すべきではないか。

答 労災認定については、最終ばく露事業場における労災保険関係に基づいて行っているところです。今回の公表は、現に労災認定を行った事業場についての情報を提供するものであり、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではないことにご理解願います。

なお、貴社以外にも石綿ばく露に係る職歴があることをおっしゃりたいのであれば、正確な情報の公表という観点から、特記事項にその旨を記載したいと考えております。

問20 当社の職歴の後にも職歴があり、当社を公表するのは適当ではない。

答 事業場名の公表については、労災認定時の監督署における調査結果に基づいて行うものですが、監督署の調査においては貴社以後に石綿ばく露作業は認められておりません。

貴社においては、石綿ばく露作業があり、これに労働者が従事したということが認められておりますので、公表の対象としておりますが、石綿の取扱いについて特に説明したいことがあれば、正確な情報の公開という観点から、特記事項としてその旨を記載することを検討したいと考えております。

なお、貴社を退職した後の職歴等、具体的にご存じであれば詳しく教えてください。

5 出張作業

問21 出張作業時の間接ばく露であり、当社の責任ではなく、事業場名を公表することは不適當ではないか。

答 石綿粉じんについては、事業場内で使用していない場合であっても、出張により自ら直接作業する者だけでなく、その周辺で作業する者についてもばく露のおそれがあります。

貴社事業場内での取扱いがないということのみでは、公表を差し控える理由とはなりません。正確な情報の公表という観点から、特記事項として「事業場内の取扱いなし。出張業務によりばく露。」というように記載したいと考えております。

問22 当社においては、出張先にのみ石綿取扱い作業があることから、事業場名を公表する必要性に乏しいのではないか。

答 本公表は、現に労災認定された労働者が所属する事業場が、労災発生の原因となったことを示すものではなく、その認定の事実、ばく露作業の内容を情報提供するものです。このため、出張作業先でのばく露であり、事業場内でのばく露がない場合は、適切な情報提供のため、その旨、特記事項に記載することも考えられます。

これにより、元労働者あるいは近隣住民に正確な情報を伝えること、また、類似の事業場に勤務した方への注意喚起も図ることができます。

6 下請専門

【建設業】

問23 当社は、下請専門の建設業を行ってきたことから、労災保険関係（災害補償責任）は、現場の元請事業主であるにもかかわらず、当社が公表される理由如何。

答 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら、多数の建設現場で就労する中で、石綿ばく露作業に従事していました。

したがって、建設業については、公表対象となった事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する観点から公表するものです。

このため、建設業の下請のみを行っている事業場についても、認定された方と同様な就労・作業態様を取られていた方に対して情報として公表する必要があるものです。

また、既に平成17年7月と同年8月に行った労災認定事業場の公表におきましても、同様に実施しています。

なお、事業場内での石綿取扱いがない場合には、その旨申し出ていただければ、特記事項として記載させていただきたいと考えております。

【建設業】

問24 現場の元請事業主を公表しない理由如何。

答 最終の建設現場が確認できた場合は、当該建設現場を公表することと
していますが、これが把握できない場合は、所属していた事業場を公表
することとしています。

【造船業】

問25 今回追加で調査している趣旨・目的は何か。

(造船業において、「石綿取扱い確認票」の提出を求める趣旨如何。)

答 造船業は、石綿による疾病の労災認定件数が多い業種となっています。
また、業務内容によっては、今後も石綿取扱い業務が発生する可能性が
あります。よって、関係者に正確な状況をお知らせするために、追加の
確認をお願いするものです。

【造船業】

問26 修理する船舶を選ぶことはできず、かつ、現に取り扱っていないの
に、なぜ現在取り扱っていないとの表記とならないのか。

答 船舶については、過去に石綿が使用されているものがあり、修理の際
には、これらを取り扱う又はばく露する可能性が十分考えられることか
ら、このような作業が発生しうる場合は、「石綿取扱いなし」と公表す
ることは適当ではないと考えます。

このため、将来、修理船によっては石綿取扱いがある場合は、石綿取
扱い状況を「その他」とし、特記事項欄において、修理船によっては石
綿取扱いがある可能性がある旨、記載することとしています。

【全事業共通】

問27 その他として表記されると、周辺住民から訴訟を提起されるおそれや立退きを要求されるおそれがある。その他として表記されるなら公表を拒否する。

答 「その他」については、例えば、
造船業で、取り扱う船舶に石綿が使用されている場合は、修理の際、労働者がばく露することがある、
プラントの保温材に石綿が使用されており、将来、交換時に労働者がばく露することがある
など、常態としては石綿を取り扱うことはないが、場合によっては将来石綿取扱い作業が発生する可能性があるケースなどを「その他」としています。
こうした正確な情報を提供することは関係者に対する安心感を与えるものであり、一方、業種等から十分推測しうるにもかかわらず「石綿取扱いなし」とすることは、むしろ不信感を与えるおそれもあり、適当ではないと考えます。

7 中小事業主等の特別加入

問28 当社で認定された者は、労働者ではなく、任意加入の特別加入者（中小事業主等）であるにもかかわらず、公表する理由如何。

答 中小事業主等の特別加入者は、当該事業場の労働者と同様に業務に従事することで労災保険に加入することが認められています。
中小事業主等の特別加入をされていた方が、石綿ばく露作業により石綿関連疾患を発症したとして認定されておりますので、労働者・元労働者の方への適切な情報の公表という趣旨を御理解願います。

問29 前回特別加入者を公表しなかったにもかかわらず、今回公表するのは不適當ではないか。

答 当該事業場で作業に従事した労働者等への適切な情報の公表を図るため、今回、中小事業主等の特別加入者を対象としております。

8 公表時期、方法及び公表項目等について

問30 公表はいつごろの予定か。

答 全国の調査結果を取りまとめる必要があるため、日程は未定ですが、春に実施する予定です。

問31 今後も継続するのか。

答 今後については、未定と聞いております。

問32 公表方法如何。

答 厚生労働省において全局分を取りまとめ記者発表を行います。
また、厚生労働省ホームページにも掲載する予定です。

問33 認定件数を公表する理由如何。

答 今回の公表は、平成17年度、18年度に認定されたものが対象となるものであり、件数も含めて疾病の状況を公表することにより、石綿ばく露作業によりどのような疾患が発症するのか、また、限定的な情報ではあるものの発生状況をお知らせすることにより、より正確な情報提供を行うことができるものと考えております。

問34 死亡件数を公表する理由如何。

答 石綿関連疾患は、発症した場合、予後不良の疾病であることから、早期発見が重要であることを広く御理解いただくことが大切であり、また、迅速な労災保険給付による療養等必要な補償を行うことが重要であることから、死亡件数を公表することを考えております。

問35 石綿取扱時期を公表する理由如何。

答 石綿関連疾患については、石綿ばく露から発症までの期間が数十年に及ぶ場合もあるなど、潜伏期間が非常に長いことから、労災補償等の対象となる可能性があることを労働者等に認識していただくために石綿取扱時期を公表することは必要と考えております。

問36 石綿ばく露作業（労災認定された作業）を公表する理由如何。

答 労災認定された作業内容を公表することにより、石綿ばく露の可能性のある作業をより具体的に御理解いただき、それらの業務に従事した方への健康管理等の注意喚起となるものと考えております。

また、様々な認定例を公表することにより、今回の事業場以外で勤務されていた労働者の方々に、ご自身の職歴を振り返って確認していただくことにもつながるものと考えております。

問37 業務上か業務外か決定を知らせてもらっていないので、労災認定数等を確認できない。（又は、当社で把握している数値と異なる。）

答 貴社で把握している数値、対象者はどのようなものでしょうか。
(確認)

当署では〇名について認定しております。

(内訳を求められれば回答。なお、認定者氏名は出さないこと。)

問38 建設業においては石綿取扱い期間、現在の石綿取扱い状況を公表しない理由如何。

(当社は、17年度公表の際、A支店について石綿ばく露作業の項目が公表されているが、今回B支店については、石綿ばく露作業の項目がない。)

答 建設業においては、施工現場が多数あり、かつ、作業環境も日々異なるものです。また、従事する労働者も、現場を転々とし、各現場でさまざまな仕事を行っています。石綿ばく露作業についても、吹き付け、建材加工等の直接取扱いによるばく露のほかに、こうした作業近辺での間接的なばく露もあり、石綿ばく露作業を特定させることができません。

また、今後においても石綿含有建材の解体、改修の際には、引き続き石綿ばく露の可能性のあるものであり、開始時期、終了時期を特定することができません。

このため、建設業における石綿取扱い期間、現在の石綿取扱い状況については、今回、調査・公表項目とはしないこととしたものです。

9 その他

問39 公表に関連して当社でも何らかの取組が必要なのか。

答 公表は厚生労働省において行いますので、貴社において公表自体について特段取組が必要というものではありません。

なお、公表後、元労働者の方などからより詳しい石綿取扱状況について問い合わせがあることが考えられますので、そのような場合には、正確な情報の提供にご協力願います。

また、石綿による健康障害を発症しているおそれがある方がいらした場合は、労災請求手続等について労働基準監督署（近隣住民の場合は、環境再生保全機構）等へ問い合わせるようお伝えください。特に、貴社でこれまで石綿取扱作業に従事した方を把握しておられる場合は、その方々への周知やお知らせなどをしていただければ幸いです。

問40 当社では労災認定された業務以外にも石綿ばく露作業がある。これらは公表しないのか。

答 事業場によっては複数の石綿ばく露作業も考えられますが、間接的なばく露も含め、ばく露の形態は様々であることから、これらを網羅して把握することは困難です。よって、現に労災認定されたものを情報として公表することとしています。

なお、石綿による健康障害を発症しているおそれがある方がいらした場合は、労災請求手続等について労働基準監督署（近隣住民の場合は、環境再生保全機構）等へ問い合わせるようお願いください。特に、貴社でこれまで石綿取扱作業に従事した方を把握しておられる場合は、その方々への周知やお知らせなどをしていただければ幸いです。

石綿取扱い状況等に関する調査結果の本省修正による 公表予定リストへの入力の方（事務連絡第4の4）

先般、労働局から提出された「石綿取扱い状況等に関する調査票」（以下「調査票」という）については、本省補償課（以下「本省」という。）において、事業場間の整合性を図り、公表予定リストへの斉一的な反映を行うべく、当該調査票の記載内容を精査し、必要な修正を行っている。また、調査票の中に特記事項として記載できるものがある場合には、特記事項として公表予定リストに入力している。

「調査票」記載事項の修正及び特記事項の入力に当たって、本省において行った修正作業等の考え方は以下のとおりである。

「石綿取扱い期間」の修正の考え方	
調査票の記載内容（事業場回答）	公表予定リストへの入力（本省修正）
①「石綿取扱い期間」に記載なし	不明として取扱い「－」を入力
②「石綿使用終了時期」に将来の日付が記載	「現在」と入力
③「現在の石綿取扱い状況」を「2取扱いあり」としているもの	「現在」と入力
【考え方】 ①について 「石綿取扱い期間」に回答がない事業場については、「当社は一切石綿を取り扱ったことはない。」と主張している事業場も含め、暫定的に公表予定リストに「－」を入力している。 石綿の取扱いを否定している事業場から、公表予定内容の確認に当たり、「当社の公表は不適當」とする申立てがなされることが考えられるが、そのような場合には、別添3「事業場対応マニュアル（Q&A）」により対応すること。 ②及び③について 「現在の石綿取扱い状況」等により、現在も石綿を取り扱っていることが認められる事業場については、「石綿使用終了時期」を前回公表の例にならって「現在」としている。	

なお、「石綿の取扱い」の考え方については、下記の「「現在の石綿取扱い状況」の修正の考え方」で説明しているので参考とすること。

「現在の石綿取扱い状況」の修正の考え方	
調査票の記載内容（事業場回答）	公表予定リストへの入力（本省修正）
①「現在の石綿取扱い状況」に記載なし	「その他」と入力
②「1 取扱いなし」と「3 事業場廃止」の両方に○が付されているもの	「事業場廃止」と入力
③「2－4 その他」に○が付されているもの	（ ）内の記載内容を精査し、「取扱いなし」、「取扱いあり」又は「その他」に再分類
④「4 その他」に○が付されているもの	（ ）内の記載内容を精査し、「取扱いなし」、「取扱いあり」又は「その他」に再分類
【考え方】 ①について 「現在の石綿取扱い状況」に回答がない事業場については、「当社は一切石綿を取り扱ったことはない。」と主張している事業場も含め、公表予定リストに「その他」を入力している。 石綿の取扱いを否定している事業場から、公表予定内容の確認に当たり、「当社の公表は不適當」とする申立てがなされることが考えられるが、そのような場合には、別添3「事業場対応マニュアル(Q&A)」により対応すること。 ②について 「現在の石綿取扱い状況」について、「1 取扱いなし」と「3 事業場廃止」の両方に○を付している事業場については、「事業場を廃止したため、現在の石綿の取扱いなし」としているものが多く見受けられるため、公表予定リストに入力する際は、原則として「事業場廃止」としている。 しかしながら、事業場廃止としながらも、内容を精査すると単なる事業場の移転として取り扱われるべきものもあったため、このような事業場については、「取扱いなし」としているケースもある。	

③及び④について

「取扱いなし」としたもの

→ 事業場施設や設備に石綿が使用されているが、自社の労働者が直接修理や解体撤去を行うことはないとするものは「取扱いなし」と整理

(例)

- ・ 事業場の建屋の屋根スレート、天井裏等の吹き付け材に石綿使用。将来解体撤去の際に飛散の可能性あり。
- ・ 機械設備の一部に石綿使用。設備修理の際、石綿ばく露の可能性あり。ただし、修理については外注。

「その他」としたもの

→ 機械設備の修理工や造船業のように修理等の対象物に石綿が使用されており、石綿を取り扱う可能性が否定できないものは、「その他」と整理

(例)

- ・ 事業場設備に保温材、パッキン、機械に組み込まれた石綿含有部品があり、交換・修理の際に石綿を取り扱うことがある。
- ・ 造船業で修理する船によっては石綿を取り扱う。
- ・ 持ち込まれる機械によっては石綿が使用されている。

→ 事業場では石綿を取り扱うことはないが、労働者の業務の性質上、出先等で石綿にばく露する可能性が否定できないものは「その他」と整理

(例)

- ・ 事業場では石綿取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱うことがある。
- ・ 事業場では石綿取扱いはないが、工事現場に立ち入ることがあり、その際に間接ばく露する可能性がある。

「特記事項」の入力の考え方	
調査票の記載内容（事業場回答）	公表予定リストへの入力（本省修正）
①「現在の取扱い状況」に「2 取扱いあり」としているもの	調査票の回答を基に ・ 禁止が猶予されている製品の取扱い ・ 試験研究のための取扱い ・ 取り扱う廃棄物等によっては石綿ばく露の可能性あり に区分して記載

② 上記以外に特記事項として掲載する ことが適切なもの	下記の記載例に基づき特記事項を記載
--------------------------------	-------------------

【記載例】

- | | |
|--|--|
| ア 出張業務により石綿にばく露したとするもの
・事業場での取扱いはなく、出張先で石綿ばく露 | |
| イ 構内下請作業を専従とする事業場であり、元請事業場でばく露したとするもの
・〇〇工業××工場内での間接ばく露
・△△造船の構内下請 | |
| ウ 船舶修理のため取り扱う船舶によっては石綿ばく露があったとするもの
・対象となる船舶に石綿が使用されている可能性はあるが、常態ではない | |
| エ 事業場施設・設備に石綿が使用されている（いた）とするもの
・配管保温材等の一部使用
・昭和〇年～平成〇年まで機械設備の一部に残存 | |
| オ 取り扱っている石綿はごく少量又は短期間の作業であったとするもの
・石綿取り扱い量はごく少量
・臨時的な作業でごく短期間のばく露 | |
| カ 他の事業場でも石綿取扱いがあったとするもの
・転々労働者で他の事業場でも作業歴あり | |
| キ 石綿製品等の製造・取扱い期間
・〇〇〇の製造は平成〇年まで
・平成〇年より使用中止 | |
| ク 法人の移転、廃止等
・旧〇〇工場は平成〇年に移転
・〇〇工場の造船部門は平成〇年廃止
・昭和〇年会社解散 | |